明石市公共工事低入札価格調査実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、市が発注する工事に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の１０第１項（政令第１６７条の１３の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）及び明石市契約規則（平成５年規則第１０号。以下「規則」という。）第１４条第１項第１号ただし書の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときにおいてその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる場合（以下「低入札価格調査制度」という。）の基準及び事務手続について必要な事項を定めるものとする。

（低入札価格調査制度を適用できる契約）

第２条　前条に規定する低入札価格調査制度を適用することができる契約は、規則第７条第１項に規定する予定価格（以下「予定価格」という。）が５，０００万円以上の工事についての請負の契約とする。ただし、単価契約にあっては、執行予定総額が１３０万円を超える工事についての請負とする。

（低入札調査基準価格）

第３条　規則第８条第１項に規定する低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）は、別表の積算の種別欄に掲げる工事区分に応じ、次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。

（１）　直接工事費に１０分の９．７を乗じて得た額

（２）　共通仮設費に１０分の９を乗じて得た額

（３）　現場管理費に１０分の９を乗じて得た額

（４）　一般管理費等に１０分の５．５を乗じて得た額

２　前項の規定により算出した低入札調査基準価格が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定にかかわらず、それぞれ次に規定する額を低入札調査基準価格とする。

（１）　予定価格に１０分の９を乗じて得た額を超える場合　予定価格に１０分の９を乗じて得た額

（２）　予定価格に１０分の７を乗じて得た額に満たない場合　予定価

格に１０分の７を乗じて得た額

３　前２項の規定にかかわらず、単価契約にあっては、次に規定する額を低入札調査基準価格とする。

（１）　主工種（市が工事についての請負の契約を管理するときに用いている区分をいう。以下同じ。）が土木の場合　予定価格に１０分の８を乗じて得た額

（２）　主工種が建築又は設備の場合　予定価格に１０分の８．５を乗じて得た額

（入札参加者への通知）

第４条　財務室の契約を担当する課長等（以下「契約担当課長」という。）は、低入札調査基準価格を設けた場合においては、入札の公告又は指名通知書において、その適用があることを明記し、入札前に周知を図るものとする。

（入札の執行）

第５条　入札の結果、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合においては、契約担当課長は、入札参加者に対して落札保留する旨を宣言し、入札結果については、低入札価格調査終了後に明石市ホームページにおいて公表する旨を告げて、入札を終了するものとする。

（低入札価格調査）

第６条　低入札価格調査とは、入札の結果、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合において、政令第１６７条の１０第１項及び規則第１４条第１項第１号ただし書の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。

２　低入札価格調査は、次の順序で行うものとする。

（１）　変動型低入札価格調査

（２）　低入札契約の手持件数についての調査

（３）　数値的判断基準による調査

（４）　低入札価格調査委員会による調査

（変動型低入札価格調査）

第７条　変動型低入札価格調査とは、入札の結果、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合において、入札参加要件その他入札に関する条件を満たす有効な入札参加者が５者以上あったときに、平均値及び失格値を算出し、有効な入札参加者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の入札価格が失格値を下

回るか否かを判断するために実施する調査をいう。

２　平均値及び失格値は、それぞれ次に規定する額とする。

（１）　平均値　最低価格入札者から５番目に低い価格をもって入札した者までの入札価格を平均して得た額（１円に満たない端数は切り捨てる。）

（２）　失格値　平均値に１０分の８．５を乗じて得た額（１円に満たない端数は切り捨てる。）

３　契約担当課長は、最低価格入札者の入札価格が失格値を下回る場合は、最低価格入札者を失格とするものとする。

４　契約担当課長は、次に掲げる場合は、次条第１項に規定する低入札契約の手持件数についての調査を、最低価格入札者に対して行うものとする。

（１）　最低価格入札者の入札価格が失格値を下回らない場合

（２）　有効な入札参加者が５者に満たなかった場合

（低入札契約の手持件数についての調査）

第８条　低入札契約の手持件数とは、入札の結果、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合において、最低価格入札者がすでに市と契約している工事についての請負のうち、低入札調査基準価格を下回る価格で契約し、工事検査済証が交付されていないものの件数をいう。

２　低入札契約の手持件数の上限は、次に掲げるとおりとする。

（１）　最低価格入札者が市に登録している建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第１項に規定する主任技術者及び同条第２項に規定する監理技術者の人数（以下「技術職員数」という。）が１０人以下の場合　１件

（２）　技術職員数が１１人以上２０人以下の場合　２件

（３）　技術職員数が２１人以上の場合　３件

３　契約担当課長は、最低価格入札者の低入札契約の手持件数が上限を超える場合は、最低価格入札者を失格とするものとする。

４　契約担当課長は、最低価格入札者の低入札契約の手持件数が上限を超えない場合は、次条に規定する数値的判断基準による調査を、最低価格入札者に対して行うものとする。

（数値的判断基準による調査の実施）

第９条　数値的判断基準とは、入札の結果、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合において、最低価格入札者の工事費内訳書の内容を調査するための基準をいい、次に掲げるとおりとする。

（１）　数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。
（２）　材料、製品は、設計仕様に適合した品質、規格であること。
（３）　建設廃棄物は、適正な処理費用で計上していること。
（４）　直接工事費は、工事の設計、監理等を主管する課長（以下「工事主管課長」という。）が算出した工事の見積額（以下「設計金額」という。）の７５％以上であること。
（５）　共通仮設費積上分（指定仮設分）は、設計金額の７５％以上であること。
（６）　共通仮設費率計上分（準備費、安全費等）は、設計金額の５０％以上であること。
（７）　現場管理費と一般管理費の合計額が設計金額の５５％以上であること。

２　契約担当課長は、工事主管課長に対し、最低価格入札者の工事費内訳書の内容が数値的判断基準に適合しているか否かの調査を依頼し、当該調査結果の報告を求めるものとする。

３　契約担当課長は、数値的判断基準に適合していない場合は、最低価格入札者を失格とするものとする。

４　契約担当課長は、数値的判断基準に適合している場合は、次条に規定する低入札価格調査委員会による調査を、最低価格入札者に対して行うものとする。

５　第１項の場合において、低入札価格調査の対象となった工事の工種等によっては、数値的判断基準を適用することが困難であると認められるときは、数値的判断基準による調査を省略することができる。

（低入札価格調査委員会による調査の実施）

第１０条　前条第４項に規定する場合（前条第５項の規定により、数値的判断基準による調査を省略する場合を含む。）に、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを調査するため、低入札価格調査委員会を設置する。

２　低入札価格調査委員会は、契約担当課長、工事主管課長及び工事検査課長で組織する。

３　低入札価格調査委員会による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。
（１）　最低価格入札者の入札価格について、当該価格により入札した理由及び工事費内訳書
（２）　低入札価格調査の対象となっている工事付近における手持工事の状況

（３） 低入札価格調査の対象となっている工事に関連する手持工事の状況

（４） 低入札価格調査の対象となっている工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）

（５） 手持資材の状況

（６） 資材購入先と入札者との関係

（７） 手持機械数の状況

（８） 労務者の具体的供給見通し

（９） 過去に施工した公共工事名及び発注者

(10) 経営内容

(11) 第１号から前号までの聴取した内容についての検討

(12) 第９号の公共工事の成績状況

(13) 経営状況　取引金融機関、保証会社等へ照会

(14) 信用状態　建設業法違反の有無

ア　賃金不払の状況

イ　下請代金の支払遅延状況

ウ　その他

(15) その他の事項

４　低入札価格調査委員会は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断した場合は、最低価格入札者を失格とするものとする。

５　低入札価格調査委員会は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると判断した場合は、最低価格入札者を落札者とするものとする。

（最低の価格をもって申込みをした者を落札者としなかった場合の手続）

第１１条　第７条第３項、第８条第３項、第９条第３項又は前条第４項の規定により最低価格入札者を失格とした場合は、最低価格入札者を落札者とせず、他の有効な入札参加者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

２　前項の規定による次順位者においても低入札調査基準価格に満たない場合は、第６条から前条までの規定は、次順位者について準用する。

附　則

この要領は、平成１２年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成１５年７月１５日から実施する。

附　則

この要領は、平成１９年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２１年１２月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２８年１１月１１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１０日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年７月１日から施行する。

（経過措置）

この要領による改正後の明石市公共工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告（通知）を行う案件に適用し、同日前に公告（通知）を行った案件については、なお従前の例による。

別紙（第3条関係）

低入札調査基準価格及び固定型最低制限価格の算定表

低入札調査基準価格及び固定型最低制限価格の算定式における「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」には、工事費の積算に用いる費用（下表【　　】内）を下表のとおり取り扱う。

	積算の種別			「直接工事費」	「共通仮設費」	「現場管理費」	「一般管理費」
①	一般土木工事			【直接工事費】	【共通仮設費】	【現場管理費】	【一般管理費等】
②	建築工事、 建築設備工事	A	一般工事	【直接工事費（営繕基準）】×9/10	【共通仮設費】	【直接工事費（営繕基準）】×1/10 ＋【現場管理費（営繕基準）】	【一般管理費等】
		B	昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	【直接工事費（営繕基準）】×8/10	【共通仮設費】	【直接工事費（営繕基準）】×2/10 ＋【現場管理費（営繕基準）】	【一般管理費等】
③	鋼橋製作の工場製作 （仮設工事及び一般土木を含む）			【純工事費】＋【直接工事費】	【共通仮設費】	【工場管理費】＋【現場管理費】	【一般管理費等】
④	土木 電気機械	A	一般工事	【直接製作費】＋【直接工事費】 ただし、 【直接製作費】＝「機器単体費」×6/10	【間接労務費】＋【共通仮設費】 ただし、 【間接労務費】＝「機器単体費」×1/10	【工場管理費】＋【現場管理費】 ＋【機器間接費】 ただし、 【工場管理費】＝「機器単体費」×2/10	【一般管理費等（機器単体費）】 ＋【一般管理費等（工事費）】 ただし、 【一般管理費等（機器単体費）】＝「機器単体費」×1/10
		B	鉄塔・反射板工事	【工場塗装費】＋【材料費】＋【製作費】 ＋【直接工事費（架設）】 ただし、 【材料費】＋【製作費】＝「鉄塔製作費」×6/10	【間接労務費】＋【共通仮設費】 ただし、 【間接労務費】＝「鉄塔製作費」×3/10	【工場管理費】＋【現場管理費】 ただし、 【工場管理費】＝「鉄塔製作費」×1/10	【一般管理費等】
⑤	土木　機械設備工事			【直接製作費】＋【直接工事費】	【間接労務費】＋【共通仮設費】	【工場管理費】＋【現場管理費】 ＋【据付間接費】＋【設計技術費】	【一般管理費等】
⑥	機械設備点検・整備業務			【材料費】＋【直接経費】 ＋【直接労務費】＋【塗装費】	【共通仮設費】	【現場管理費】＋【点検整備間接費】 ＋【技術調査費】	【一般管理費等】
⑦	廃棄物処理事業/下水道事業/水道事業 プラント電気設備工事・プラント機械設備工事			【機器費】×6/10＋【直接工事費】 ＋【スクラップ控除】	【機器費】×1/10＋【共通仮設費】	【機器費】×2/10＋【現場管理費】 ＋【据付間接費】＋【設計技術費】	【機器費】×1/10 ＋【一般管理費等（工事費）】